

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成23年8月25日(2011.8.25)

【公表番号】特表2010-533248(P2010-533248A)

【公表日】平成22年10月21日(2010.10.21)

【年通号数】公開・登録公報2010-042

【出願番号】特願2010-516256(P2010-516256)

【国際特許分類】

D 0 1 D 10/00 (2006.01)

D 0 1 D 5/04 (2006.01)

D 0 4 H 1/72 (2006.01)

【F I】

D 0 1 D 10/00 A

D 0 1 D 5/04

D 0 4 H 1/72 C

D 0 4 H 1/72 D

【手続補正書】

【提出日】平成23年7月6日(2011.7.6)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

約1マイクロメートル未満の平均纖維径を有する溶剤含有ポリマー纖維を含む不織ウェブを提供する工程と、

少なくとも1つの赤外溶剤ストリッピングステーションを通して不織ウェブを運ぶ工程であって、纖維の溶剤濃度を約10,000ppmw未満に低減するために不織ウェブに衝突する溶剤ストリッピング流体の不存在下に赤外放射線が不織ウェブを照射する工程とを含む溶液紡糸不織ウェブからの化学的に結合した紡糸溶剤のストリッピング法。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0046

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0046】

これらの実施例は、本発明の赤外ベースの溶剤ストリッピングステーションが紡糸溶剤を実質的に含まない溶液紡糸不織ウェブを製造できることを実証する。

次に、本発明の態様を示す。

1. 約1マイクロメートル未満の平均纖維径を有する溶剤含有ポリマー纖維を含む不織ウェブを提供する工程と、

少なくとも1つの赤外溶剤ストリッピングステーションを通して不織ウェブを運ぶ工程であって、纖維の溶剤濃度を約10,000ppmw未満に低減するために不織ウェブに衝突する溶剤ストリッピング流体の不存在下に赤外放射線が不織ウェブを照射する工程とを含む溶液紡糸不織ウェブからの化学的に結合した紡糸溶剤のストリッピング法。

2. 前記平均纖維径が0.8マイクロメートル未満である、上記1に記載の方法。

3. 前記平均纖維径が0.5マイクロメートル未満である、上記2に記載の方法。

4. 前記溶剤濃度が1,000 ppmw未満に低減される、上記1に記載の方法。
5. 前記溶剤濃度が300 ppmw未満に低減される、上記4に記載の方法。
6. 前記不織ウェブがスクリム上で前記溶剤ストリッピングステーションを通して運ばれる、上記1に記載の方法。
7. 前記少なくとも1つの赤外溶剤ストリッピングステーションの前または後に少なくとも1つの流体／減圧溶剤ストリッピングステーションを通して不織ウェブを運ぶ工程をさらに含む、上記1に記載の方法。